

政治資金規正法の手引 (令和8年版)

徳島県選挙管理委員会事務局

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2082・3205

ファクシミリ：088-621-2829

e-mail：senkyokanri@pref.tokushima.lg.jp

目次

1	政治団体の各種届出	1
2	政治団体の種類	1
3	政治資金パーティーの開催	3
4	収支報告書の提出等	4
5	資金管理団体の収支報告に関する特例	4
6	国会議員関係政治団体の特例	5
7	税制上の優遇措置	8
8	寄附の制限	8
	(参考) 寄附の量的制限の概要	
	(参考) 総枠制限の一覧	
	(参考) 政治活動用立札・看板等の掲示について	
9	各種届出様式の掲載	13
10	収支報告書作成の流れ	14
	(参考) 提出書類チェック表	
	(参考) Q & A	

1 政治団体の各種届出

政治団体について、届出事由が生じたときは、下表により届出期限までに届出を行ってください。なお、届出様式等については、13ページ以降をご覧ください。

区分	届出事由	届出期限	届出方法	届出先	備考
設立届	政治団体が組織され、又は既存の団体が政治団体となったとき	組織の日又は政治団体となった日から7日以内	郵便等によることなく文書で届出	県選挙管理委員会	届出後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができません。
異動届	届出事項（団体名、代表者、所在地等）に異動があったとき	異動の日から7日以内			
解散届	政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったとき	解散した日から30日以内 ※国会議員関係政治団体は、60日以内	文書で届出（郵便等可）		解散した日現在までの収支報告書を併せて提出しなければなりません。

2 政治団体の種類

① 政党

次のいずれかにあてはまる政治団体

- (1) 所属国会議員が5人以上
- (2) 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上

② その他の政治団体

政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援団体、政策研究団体、特定パーティー開催団体等）

③ 資金管理団体

公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの

※指定をしたときは、指定した日から7日以内に、文書で県選挙管理委員会に届け出なければなりません。また、指定を取り消したとき、届出事項に異動等があったときも、その異動の生じた日から7日以内に届出が必要です。

※資金管理団体を指定したときのメリット

- (1) 公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に対して寄附(特定寄附)する場合、寄附の量的制限(総枠制限：1,000万円/年、個別制限：150万円/年)に関する規定の適用がありません。
- (2) 特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附(歳費等の自己資金による寄附)については、寄附の量的制限のうち個別制限(150万円/年)に関する規定の適用はなく、寄附の総枠制限(1,000万円/年)の範囲内において寄附ができる。
- (3) 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されているが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えない。

④ 国会議員関係政治団体

次の(1)～(3)の政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)及び(4)(5)の政治団体(国会議員関係政治団体とみなされます。)

- (1) 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体
- (2) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体(いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体)のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- (3) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの(いわゆる政策研究団体)
- (4) 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの
- (5) 国会議員関係政治団体以外の政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体(1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。)
 - ・ 同一の国会議員関係政治団体(上記(3)を除く。)から受けた寄附の金額(国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計)
 - ・ 同一の上記(3)に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

3 政治資金パーティーの開催

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し、支出することとされているものです。

政治資金パーティーの開催に関し、留意すべき事項は次のとおりです。

項目	内容
開催主体	政治団体
公開基準	一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあつせんされた対価の支払の金額の合計が「5万円」を超えるもの(※)は、対価の支払者又はあつせん者の氏名等が公表されます。 ※令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。 令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。
対価の支払等に関する制限	一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けられません。 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。 政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができず、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。
告知義務	政治資金パーティーの対価の支払をする者に対し、あらかじめ、次の内容を書面により告知しなければなりません。 ※「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。 ※令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

4 収支報告書の提出等

収支報告書の提出、公開についての概要は次のとおりです。

項目	内容
会計帳簿の備付け及び記載	政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。
収支報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 政治団体の会計責任者は、収支報告書を毎年12月31日現在で、翌年の1月1日から3月31日までの間に、県選挙管理委員会に提出しなければなりません。 収支報告書を2年連続して提出しない場合は、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために一切の寄附を受け、又は支出することができなくなります。
収支報告書の公開	<ul style="list-style-type: none"> 政治団体の収支報告書については、インターネットにより、原則として11月30日までに公表されます。 何人も、収支報告書が公表された日から3年間、当該報告書、監査意見書又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができます。
個人寄附者等の個人情報保護 ※令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用されます。	<p>収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあつせんした者を含む。）であつて、個人であるもの）の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。</p> <p>ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書（※）が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。</p> <p>※【住所限定報告書】 個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインではなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であるもの。</p>

5 資金管理団体の収支報告に関する特例

① 人件費以外の経常経費の明細

資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち1件当たり「5万円」以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

② 保有不動産等の保有状況

資金管理団体は、平成19年8月6日以後新規に、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有することが原則として禁止されています。

そのため、資金管理団体が平成19年8月6日前から所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含む。）については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

6 国会議員関係政治団体の特例

① 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

② 収支報告に関する特例

- ・国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち1件当たり「1万円」を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。
ただし、領収書等の徴収義務は、全ての支出にかかります。
- ・収支報告書の提出期限は、翌年5月末日までとされています。
- ・収支報告書・政治資金監査報告書・確認書については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、オンラインによる提出が義務付けられています。

③ 翌年への繰越しの金額の確認等

- ・国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。
- ・国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

※令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用されます。

④ 代表者による確認書制度

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期的確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

(4) 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

(5) 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

※ (3)～(5)は令和8年分収支報告書から適用されます。

⑤ 登録政治資金監査人による政治資金監査

- ・国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、翌年への繰越しの状況（※）及び支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければなりません。
- ・国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

※翌年への繰越しの状況については、令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から政治資金監査の対象となります。

⑥ 少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の公表日から3年間、人件費以外の経費で1件「1万円」以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について、県選挙管理委員会に対し開示請求をすることができます。

（1）開示請求書の提出

開示請求する方は、県選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

（2）少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた県選挙管理委員会は、開示請求があった日から10日以内に、政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

（3）少額領収書等の写しの提出

政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを県選挙管理委員会に提出します。

（4）開示決定

県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

⑦ 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。

※令和8年分収支報告書から適用されます。

7 税制上の優遇措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合、下表の要件に全て該当するものは、いわゆる所得控除として、税制上の優遇措置が受けられます。優遇措置を受けるには、寄附金（税額）控除のための書類を作成し、県選挙管理委員会に提出して確認を受けてください。

個人の寄附	個人がする政治活動に関する寄附であること。
寄附の相手方の範囲	次に掲げる政治団体に対する寄附であること。 ①政党、政治資金団体 ②国会議員が主宰し又はその主要な構成員である政治団体 ③国会議員、県議会議員、県知事等特定の公職の候補者の後援団体 ※現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補の届出をした日の属する年とその前年中にされた寄附に限る。
収支報告書への記載	収支報告書に優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていること。

※選挙運動（国会議員、県議会議員、県知事の選挙に限る。）に関し、個人が公職の候補者に行う寄附のうち、選挙運動用収支報告書に記載されるものも、税制上の優遇措置が受けられます。

※公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象となりません。

8 寄附の制限

① 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（詳細については、11ページを参照）。

② 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、次ページの制限があります。

特定会社等の寄附の制限	<p>①国から補助金等の交付決定を受けた会社その他の法人は、その決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附はできない。</p> <p>②国から資本金等の出資等を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附はできない。</p> <p>③地方公共団体と上記①及び②と同様の関係にある会社その他の法人は、次の者に対しては、政治活動に関する寄附はできない。</p> <p>ア 当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者</p> <p>イ アの者に係る資金管理団体</p> <p>ウ アの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体</p>
赤字会社の寄附の禁止	3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附はできない。
外国人・外国法人等からの寄附の受領禁止	外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。
他人名義又は匿名の寄附の禁止	<p>本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、次の要件の全てを満たした寄附については、例外的に禁止されない。</p> <p>ア 政党又は政治資金団体に対する寄附</p> <p>イ 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附</p> <p>ウ 1件あたりの金額が1,000円以下の寄附</p>

③ 寄附のあっせんに関する制限

「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいいます。

威迫的行為の禁止	寄附のあっせんをする場合、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あっせんに係る行為をしてはならない。
意思に反するチェック・オフの禁止	寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

④ 公職選挙法関係の寄附の禁止

(1) 後援団体に関する寄附等の禁止

ア 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次の例外を除き、寄附をしてはいけません。

- ・「政党その他の政治団体又はその支部」に対する寄附
- ・「当該公職の候補者」に対する寄附
- ・「当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業」に関する寄附（ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）

イ 何人も、当該選挙ごとに一定期間、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは

記念品その他の物品を供与してはいけません。

- ウ 公職の候補者は、当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者に係る後援団体に対し、寄附してはいけません（資金管理団体を除く。）。

※衆議院議員総選挙

任期満了の日前90日に当たる日又は解散の日の翌日からその総選挙日までの間

※参議院議員通常選挙

任期満了の日前90日に当たる日からその通常選挙の期日までの間

※地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

任期満了の日前90日に当たる日（任期満了による選挙以外の選挙については、その選挙を行うべき事由が生じた旨の告示をした日の翌日）からその選挙の期日までの間 等

（2）公職の候補者の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

公職の候補者の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者に対して寄附する場合を除き、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはいけません。

寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者	個人		会社・労働組合・ 職員団体・その他の団体		政治団体						
	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政党		政治資金団体		その他の政治団体		
					総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等 (※4)に応じて年間 750万円 ～1億円								
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (※1)	禁 止		制 限 な し						年間 5,000万円
	資金管理団体以外の政治団体	年間 150万円									
公職の候補者	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)	金銭等に限り禁止(※3) その他は年間 150万円							金銭等に限り禁止(※3) その他は制限なし		金銭等に限り禁止(※3) その他は制限なし

- ※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
 - ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
 - ※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
 - ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

政治活動用立札・看板等の掲示について

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような事項及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する立札及び看板の類については、次の（１）から（４）の要件をすべて満たすものでなければ掲示することができない。（公職選挙法第143条第16項・第17項、公職選挙法施行令第110条の5）

- （１）公職の候補者等 1 人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて、次表の総数の範囲内で掲示されるものであること。
- （２）当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において通じて 2 を限り、掲示されるものであること。
- （３）縦150cm、横40cmを超えないものであること。
- （４）次表のとおり、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会の定めるところにより交付された証票を用いて表示をしたものであること。

＜立札・看板等の証票の交付申請先及び限度総数＞

交 付 申 請 先	選 挙 の 種 類	限 度 総 数	
		候 補 者 用	後 援 団 体 用
中 央 選 挙 管 理 会	衆議院議員（比例代表）	2 2	3 3
	参議院議員（比例代表）	1 0 0	1 5 0
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会	参議院議員（合同選挙区）	2 4	3 6
県 選 挙 管 理 委 員 会	衆議院議員（小選挙区）	1 0	1 5
	知 事	1 2	1 8
	県 議 会 議 員	6	6
市 選 挙 管 理 委 員 会	市 長	6	6
	市 議 会 議 員	6	6
町 村 選 挙 管 理 委 員 会	町 村 長	4	4
	町 村 議 会 議 員	4	4

9 各種届出様式の掲載

届出に必要な様式等については、県選挙管理委員会のホームページ（二次元バーコードから御覧になれます。）からダウンロードをお願いします。また、県選挙管理委員会（県庁7階市町村課内）においても配布しておりますので、お気軽にお申し付けください。



- (1) 政治団体が組織され、又はある団体が政治団体となったときの届出
- (2) 届出事項に異動があったときの届出
- (3) 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときの届出
- (4) 資金管理団体の指定をしたときの届出
- (5) 資金管理団体の届出事項に異動があったときの届出
- (6) 資金管理団体の指定を取り消したときの届出
- (7) 収支報告書の提出
- (8) 寄附金（税額）控除を受けるための申請

10 収支報告書作成の流れ

<令和8年12月>

県選挙管理委員会から必要書類を受け取る

収支報告書様式、政治資金規正法の手引等



令和8年12月31日（又は解散日）時点で、会計帳簿を締め切る



<令和9年1～3月>

収支報告書（R8.1/1～12/31の収支を記載）を作成する

今年新たに設立した団体は、設立時～R8.12/31の収支を記載

- ・ 提出書類チェック表で、必要書類を確認して、収支報告書用紙から必要な様式を取り出す
- ・ 収支報告書記載例を参考にして、様式に記載する
- ・ 該当する場合は、「寄附金（控除）のための書類」を作成する

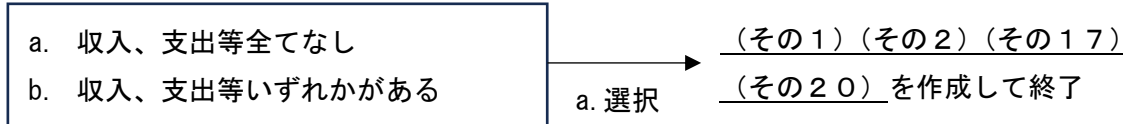


県選挙管理委員会へ収支報告書を提出する

- ・ 提出期間は R9.1/4～3/31（国会議員関係政治団体は、R9.5/31まで）
- ・ 提出は以下のいずれかの方法による
 - ① インターネット提出
政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用して提出可能
 - ② 直接持参（県庁7階市町村課内）
 - ③ 郵送

(参考) 提出書類チェック表

※(その〇)というのは、収支報告書用紙の左上に付けてある番号です。



b. 選択
↓
(その1)(その2)(その17)(その20)を作成
以下、該当する様式の作成が必要です。

- ・ 事業収入がある場合 (その3)
- ・ 借入金がある場合 (その4)
- ・ 本部又は支部から供与された交付金の収入がある場合 (その5)
- ・ 上記及び個人の負担する党費又は会費・寄附以外の収入がある場合 . . . (その6)
- ・ 寄附収入がある(政党匿名寄附を除く)場合 (その7)
- ・ 寄附収入のうち、寄附のあっせんによるものがある場合 (その8)
- ・ 政党匿名寄附の収入がある場合 (その9)
- ・ 事業収入のうち特定パーティーの収入がある場合 (その10)
- ・ 政治資金パーティーの対価として
 - 20万円を超える支払を同一の者から受けた場合 (その11)
 - 20万円を超える支払のあっせんを同一の者から受けた場合 (その12)
- ・ 支出がある場合 (その13)
- ・ 経常経費の支出がある資金管理団体又は国会議員関係政治団体 (その14)
- ・ 政治活動費の支出がある場合 (その15)
- ・ 本部又は支部に対して供与した交付金の支出がある場合 (その16)
- ・ 1回に5万円以上支払ったものがある場合 (領収書)
※国会議員関係政治団体の場合は、1万円をこえる支出
- ・ 資産等がある場合 (その18)
- ・ 資産等のうち不動産がある資金管理団体 (その19)

※政治団体を解散したい(解散している)場合、解散日までの収支報告書を提出しなければなりません。

※解散団体については、(その20)に代表者の署名又は押印が必要ですので、注意してください。

(参考) Q & A

- Q 1. 収入も支出もないから、提出しなくてもいいのでは。
- A 1. 資産等もなく、収入・支出が「0」円の場合も、次の様式の提出は必要です。
- (その1) 表紙
 - (その2) 収支の状況
 - (その17) 資産等の状況
個人でなく、政治団体として有している資産等です。
 - (その20) 宣誓書
会計責任者の署名又は押印が必要です。
代表者の欄は、解散した場合のみ、署名又は押印が必要です。
- Q 2. 収支報告書を書き誤ったのですが、訂正はできますか。
- A 2. 訂正箇所にも二重線を引き、会計責任者の押印又は署名により訂正してください。
- Q 3. 用紙が足りないし、手書きは大変なので、パソコンで作成してもいいですか。
- A 3. 用紙が不足した場合は、コピーして刷り増したものを使用して結構です。
パソコンで作成しても構いません。なお、総務省が提供する「収支報告書作成ソフト」で簡単に作成できます。
- ※「収支報告書作成ソフト」のダウンロード方法
- ① 検索画面で、「収支報告書作成ソフト」と入力
 - ② 「収支報告書作成ソフト (単独使用)」からソフトをダウンロード
- Q 4. インターネットでも提出できますか。
- A 4. 「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」により可能です。
詳しい利用方法はホームページをご覧ください。
<https://kyoudou.soumu.go.jp/>
- Q 5. 政治団体を解散したいのですが、どうしたらいいですか。
- A 5. 「解散届」と「収支報告書」の提出が必要です。
- Q 6. 年の途中で、会計責任者（又は代表者、主たる事務所の所在地など）が変更になったのですが、どうしたらいいですか。
- A 6. 「異動届」の提出が必要です。なお、郵送での受付はできません。

Q 7. 寄附収入があったのですが、記載において注意点はありますか。

A 7. 注意点は次のとおりです。

- ① (その2)に合計金額を記載し、更に寄附者を個人、法人・その他の団体、政治団体に区分して、それぞれ(その7)を作成してください。
- ② 公職の候補者等が自身の後援団体に寄附した場合も、「個人分」に記載します。
- ③ 寄附の内訳は、寄附年月日順に寄附者ごとに記載しますが、同一の寄附者が2回上寄附をした場合には、寄附者ごとに名寄せして、(小計)を記載します。
- ④ 寄附者の住所又は所在地は、県外の場合は県名から記載します。

Q 8. 「領収書の写し」は、電話料金や家賃でも必要ですか。

A 8. 「領収書の写し」は、支出先がたとえ政治団体の本部や候補者等の選挙事務所であっても、政治活動費の内訳に記載された一件5万円以上の支出は、添付します。ただし、国会議員関係政治団体は人件費以外の1件1万円以上の支出について領収書の添付が必要です。

例) A政治団体に「交付金」として、1月1万円、3月3万円、5月3万円を支出した場合、一月ごとでは5万円以上ではないが、年間合計額は5万円以上となるため、三か月それぞれの領収書の写しを添付する必要があります。

光熱水費・事務所費(電話料金を含む)などの経常経費は、資金管理団体、国会議員関係政治団体のみ、領収書の写しの添付が必要です(人件費は添付不要)。

銀行振込の場合は、「振込明細書に係る支出目的書」に記載して、振込明細書の写しを添付します。

なお、領収書の写し、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」、銀行等の振込明細書の写し、「振込明細書に係る支出目的書」は、それぞれ支出費目ごとに分類して、収支報告書(その1)～(その20)とは別に綴じてください。

領収書の原本は提出不要です。会計責任者が保管してください。

Q 9. すべての資産について記載しますか。

A 9. (その17)～(その19)の記載には、個人の資産は含みません。政治団体として所有しているものについて記載します。

(その17) 資産等の総括表

資産等の有無について記載します。

無い場合は、「無」の口にチェックします。

(その18) 資産等の項目別内訳

(その17)で「有」である項目の内訳を記載します。

(その19) 不動産の利用の現状

(その17)でア～ウが「有」である資金管理団体がその利用について記載します。

「預貯金等」には、普通預金、当座預金、普通貯金、通常郵便貯金は含まれません。ただし、定期預金がある場合は、その金額を記載します。

Q 10. 領収書の宛名が政治団体名でないのですが、そのまま添付してよいですか。

A 10. 領収書の宛先は、政治団体名の名称でもらってください。相手方の倒産等でも宛名の訂正ができない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載し、写しとあわせて提出してください。